

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第5号

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>〔（1） 略〕</p> <p>（2）住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「<u>品確法</u>」という。）第5条第1項の規定による住宅性能評価をいう。</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>〔（1） 略〕</p> <p>（2）住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「<u>住宅品質確保法</u>」という。）第5条第1項の規定による住宅性能評価をいう。</p> <p><u>（3）性能評価機関 住宅性能評価を行</u></p>

(3) 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。

(4) 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項の認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。

(5) 登録住宅型式性能認定等機関 品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。

[条を削る。]

う登録住宅性能評価機関をいう。

(4) 住宅型式性能認定 住宅品質確保法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。

(5) 認証型式住宅部分等 住宅品質確保法第40条第1項の認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。

(6) 登録住宅型式性能認定等機関 住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。

(技術的審査)

第3条 法第5条第1項から第3項までの規定による認定又は法第8条第1項若しくは法第9条第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、当該申請をする前に長期優良住宅建築等計画のうち、次に掲げる基準の全てに適合していることについて、性能評価機関による技術的審査を受けることができる。

(1) 法第6条第1項第1号の住宅の構造及び設備に関する基準

(2) 法第6条第1項第2号の住宅の規模に関する基準

(3) 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イの建築後の住宅の維持保全の方法等に関する基準

(居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準)

第3条 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次のとおりとする。

[(1) ~ (4) 略]

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する認定基準)

第4条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次のとおりとする。

(1) 建築をしようとする住宅が、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域の区域外にあること。

(2) 建築をしようとする住宅が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の区域外にあること。

(3) 建築をしようとする住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域

(4) 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロの資金計画に関する基準
(居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準)

第4条 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次のとおりとする。

[(1) ~ (4) 略]

[条を加える。]

外にあること。

(市長が必要と認める図書)

第5条 省令第2条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

[号を削る。]

[号を削る。]

(1) 第3条に規定する基準に適合することを確認した旨を記載した書類

(2) 前条に規定する基準に適合することを確認した旨を記載した書類

(3) [略]

(4) [略]

(5) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、当

(認定申請に必要な図書)

第5条 申請者は省令第2条に定める図書のほか、次に掲げる図書を提出するものとする。

(1) 第3条に規定する技術的審査を受けた場合は、その適合証の写し

(2) 第3条に規定する技術的審査を受けない場合であって、法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたときにあつては、設計住宅性能評価書の写し

(3) 第4条に規定する基準が適用される場合にあつては、当該基準に適合することを判断するために必要な図書

[号を加える。]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、当

該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書（品確法第58条第1項の規定による特別の試験方法又は計算方法を用いて評価する方法による認定書をいう。）の写し

(6) 法第5条第1項、第2項若しくは第5項の規定による認定又は法第8条第1項若しくは法第9条第1項若しくは第3項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書（様式第1号）

(7) 建築をしようとする住宅が、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認を要する場合にあつては、同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

(8) 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画（法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するときにあつては、同法第18条の2第1項の規定

該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書（住宅品質確保法第58条第1項の規定による特別の試験方法又は計算方法を用いて評価する方法による認定書をいう。）の写し

(7) 法第5条第1項若しくは第2項の規定による認定又は法第8条第1項若しくは法第9条第1項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書（様式第1号）

(8) 建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたものにあつては、その旨を証する書面の写し

(9) 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するときにあつては、同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判

により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

(9) [略]

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに掲げる書類については、品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書若しくはこれらの写しを添えて申請したとき又は当該書類の写しを市長が有しており、法第6条第1項の認定の公正かつ的確な実施に支障がないと認めたときは、その提出を省略することができる。

(市長が不要と認める図書)

第6条 省令第2条第3項の市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第3号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令

定通知書の写し

(10) [略]

[項を加える。]

(市長が不要と認める図書)

第6条 省令第2条第3項の市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前条第3号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第2条

第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

(2) 前条第1項第4号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合に、当該型式住宅部分等製造者認証書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された事項が、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

(取下げ届)

第7条 法第5条第1項から第5項まで、第8条第1項、第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請又は法第10条の規定に基づく承認の申請を行った者が、その処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは、取下げ届（様式第2号）の正本及び副本各1通を、市長に提出しなければならない。

(住宅の建築又は維持保全の取りやめの申出)

第8条 法第11条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第14条第1項第2号に

第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

(2) 前条第4号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合に、当該型式住宅部分等製造者認証書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された事項が、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

(取下げ届)

第7条 法第5条第1項から第3項まで、第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による認定の申請又は法第10条の規定に基づく承認の申請を行った者が、その処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは、取下げ届（様式第2号）の正本及び副本各1通を、市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第8条 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第14条第1項第2

規定する認定長期優良住宅建築等計画
(法第9条第1項に規定する認定長期
優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)

に基づく住宅の建築又は維持保全を取
りやめる旨の申出をするときは、取り
やめ届（様式第3号）の正本及び副本
各1通に認定通知書を添えて市長に提
出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、法第5条第1項から第
5項まで、第8条第1項又は第9条第
1項若しくは第3項の規定による認定
の申請に係る計画が認定基準に適合し
ない場合は、長期優良住宅建築等計画
を認定しない旨の通知書（様式第4号）
により当該申請をした者に通知するも
のとする。

（完了の報告等）

第11条 認定計画実施者は、認定長期
優良住宅建築等計画に基づく住宅の建
築工事が完了したときは、認定長期優
良住宅建築等計画に従って建築工事が
行われた旨の建築士（建築士法（昭和
25年法律第202号）第2条第1項
に規定する建築士をいう。）による確
認を受け、工事完了報告書（様式第6
号）の正本及び副本各1通に次に掲げ
る図書及び書類を添えて、速やかに市
長に提出しなければならない。

号に規定する認定長期優良住宅建築等
計画に基づく住宅の建築又は維持保全
を取りやめる旨の申出をするときは、
取りやめ届（様式第3号）の正本及び
副本各1通に認定通知書を添えて市長
に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、法第5条第1項から第
3項まで、第8条第1項又は第9条第
1項の規定による認定の申請に係る計
画が認定基準に適合しない場合は、長
期優良住宅建築等計画を認定しない旨
の通知書（様式第4号）により当該申
請をした者に通知するものとする。

（完了の報告等）

第11条 認定計画実施者は、認定を受
けた長期優良住宅建築等計画の住宅の
建築工事が完了したときは、建築士（
建築士法（昭和25年法律第20号）
第2条第1項に規定する建築士をいう。）
による認定を受けた長期優良住宅建築
等計画に従って建築工事が行われた旨
の確認を受け、工事完了報告書（様式
第6号）の正本及び副本各1通を、速
やかに市長に提出しなければならない。

<p>(1) <u>建築基準法第7条第1項又は同法第7条の2第1項に規定する検査を要する建築物の場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し</u></p>	<p>[号を加える。]</p>
<p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p>	<p>[号を加える。]</p>
<p>[2 略] (改善命令)</p>	<p>[2 略] (改善命令)</p>
<p>第13条 <u>法第13条第1項から第3項までの規定による改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書（様式第9号）により行うものとする。</u> (認定の取消し)</p>	<p>第13条 <u>法第13条第1項及び第2項の規定による改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書（様式第9号）により行うものとする。</u> (認定の取消し)</p>
<p>第14条 <u>法第14条第2項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の取消しの通知は、同条第1項第1号又は第3号に該当する場合にあっては認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（様式第10号）により、同項第2号に該当する場合にあっては取りやめの申出に基づく認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。</u></p>	<p>第14条 <u>法第14条第2項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の取消しの通知は、同条第1項第1号に該当する場合にあっては認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（様式第10号）により、同項第2号に該当する場合にあっては取りやめの申出に基づく認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。</u></p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第10号中「第14条第1項第1号」を「第14条第1項第 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている申請書に係る改正後の亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。